

## 広報ふっさ「市民のひろば」掲載要領

### (設置)

第1条 「広報ふっさ」毎月15日号に「市民のひろば」の欄を設置する。ただし、掲載記事がないときは、設置しない。

### (目的)

第2条 「市民のひろば」は、市民相互の情報交換の場として掲載することにより、広報ふっさを市民にとってより身近な親しめるものとするを目的とする。

### (掲載原稿の内容)

第3条 「市民のひろば」に掲載できるものは、生涯学習や社会福祉活動に広く市民を対象とした情報で、次に掲げるものとする。

- (1) サークルの会員募集 市内在住・在勤者で活動するサークルで、その代表者が市民であり、かつ、その構成員の半数以上が市民であること。
- (2) 催し 市内在住・在勤者が主催するもので、市内の公共施設、その他の不特定多数の者が利用できる場所を会場とするもの
- (3) その他、特に秘書広報課長が適当と認めるもの

2 原則として1団体1事業とする。

3 秘書広報課長は、掲載原稿の内容を確認するため、掲載希望者に対して、会則・予算書・決算書等の写しの提出を求めることができる。

### (掲載禁止事項)

第4条 次の原稿は掲載しない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 売名行為と考えられるもの
- (3) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (4) 個人及び団体を非難・中傷するもの
- (5) 団体の構成員相互間の連絡のためのもの
- (6) 同一団体で、前回掲載後6か月を経っていないもの
- (7) その他、第2条に反するもの、及び秘書広報課長が不適當と認めたもの

### (掲載方法)

第5条 掲載希望者は、所定の申込書(様式1)に必要事項を記入し、掲載を希望する号発行の1か月前までに広報広聴係へ持参、又は電話連絡の上ファックスする。

2 掲載原稿は、紙面の都合上、その趣旨をそこなわない範囲で改めることができる。

3 掲載の体裁が整い次第、広報広聴係からのファックス、又は電話で校正を行なう。

4 依頼原稿は返却しない。

### (その他)

第6条 掲載原稿の内容については、一切の責任は原稿依頼者が負うものとする。

2 この基準に定めがあるもののほか、必要であれば秘書広報課長が定める。

付則

### (施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行とする。